



平成23年5月20日

各 位

会 社 名 株式会社 モリタホールディングス
代 表 者 名 代表取締役社長 中 島 正 博
(コード番号：6455、東・大証第一部)
問 合 せ 先 取締役 管理サービス本部長
白 井 幸 喜
電 話 06 - 6756 - 0102

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成23年6月29日開催予定の第78回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 定款変更の目的

株主総会及び取締役会の運営について、当社取締役の構成に応じた柔軟な対応を可能とするため、あらかじめ取締役会が定めた順序の代表取締役が株主総会及び取締役会における招集権者及び議長にあたるよう現行定款第12条及び第13条並びに第22条及び第23条をそれぞれ統合し内容を変更するものであります。また、これに伴い現行定款第14条以下の条数を繰り上げるものであります。

2. 定款変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分)

| 現 行 定 款 | 変 更 案 |
|--|---|
| 第 3 章 株 主 総 会 (招 集) 第 12 条 当社の定時株主総会は毎年6月にこれを招集する。 2. 株主総会は法令に別段の定めある場合を除き、取締役会の決議に基づき社長がこれを招集する。ただし、社長に事故あるときはあらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役がこれを招集する。 | 第 3 章 株 主 総 会 (招集権者及び議長) 第 12 条 (現行どおり) 2. 株主総会は法令に別段の定めある場合を除き、取締役会の決議に基づき代表取締役がこれを招集し、議長となる。 |

| 現 行 定 款 | 変 更 案 |
|--|---|
| <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p>(議 長)</p> <p>第 13 条 株主総会の議長は社長がこれにあたる。ただし、社長に事故あるときはあらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役がこれにあたる。</p> <p>第 14 条 } (条文省略)</p> <p>第 16 条</p> <p style="text-align: center;">第 4 章 取締役及び取締役会</p> <p>第 17 条 } (条文省略)</p> <p>第 21 条</p> <p>(招 集)</p> <p>第 22 条 取締役会は法令に別段の定めある場合を除き、会長がこれを招集する。ただし、会長に事故あるときはあらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役がこれを招集する。</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p>2 . 取締役会の招集通知は、各取締役及び各監査役に対し会日より3日前に発するものとする。ただし、緊急の必要があるときはこれを短縮することができる。</p> <p>(議 長)</p> <p>第 23 条 取締役会の議長は会長がこれにあたる。ただし、会長に事故あるときはあらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役がこれにあたる。</p> | <p>3 . <u>代表取締役が複数の場合は、あらかじめ取締役会において定めた順序により、先順序の代表取締役が株主総会を招集し、議長となる。代表取締役に事故あるときはあらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。</u></p> <p style="text-align: center;">(削 除)</p> <p>第 13 条 } (現行どおり)</p> <p>第 15 条</p> <p style="text-align: center;">第 4 章 取締役及び取締役会</p> <p>第 16 条 } (現行どおり)</p> <p>第 20 条</p> <p>(招集権者及び議長)</p> <p>第 21 条 取締役会は法令に別段の定めある場合を除き、<u>代表取締役がこれを招集し、議長となる。</u></p> <p>2 . <u>代表取締役が複数の場合は、あらかじめ取締役会において定めた順序により、先順序の代表取締役が取締役会を招集し、議長となる。代表取締役に事故あるときはあらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。</u></p> <p>3 . (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">(削 除)</p> |

| 現 行 定 款 | 変 更 案 |
|------------------------------|-------------------------------|
| 第 24 条) (条文省略) 第 35 条 | 第 22 条) (現行どおり) 第 33 条 |

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 平成 23 年 6 月 29 日 (水)

定款変更の効力発生日 平成 23 年 6 月 29 日 (水)

以上